

生活福祉資金貸付制度について

全国社会福祉協議会 民生部

1. 生活福祉資金貸付事業とは

(1) 貸付とともに相談支援を行う事業

- 貸付のみを行うのではなく相談支援を合わせて行うことが大きな特長
- 社協においても重要な支援ツールとして活用

(2) 第一種社会福祉事業への位置づけ

- 社会福祉法第 2 条に規定する「生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」に該当するものとして第一種社会福祉事業に位置づけ
- 第一種社会福祉事業は、原則、行政及び社会福祉法人のみが実施できるとくに公益性の高い事業

(3) 全額公費が財源

- 生活福祉資金は全額公費（税金）が財源であるため適切な審査が必要
- 借金を増やすことでかえって負担とならないよう貸付の妥当性を判断

(4) 他制度利用優先の原則

- 他の公的な支援制度が利用できる場合は他制度の利用が前提
例：・失業者が借入相談に来た場合は、ハローワークでの失業給付申請の可否や求職者支援制度の利用の有無を確認
・母子世帯が進学に関わる借入相談に来た場合は、母子父子寡婦福祉資金や日本学生支援機構奨学金の利用の有無を確認

(5) 民生委員の協力

- 生活福祉資金は、民生委員による低所得者の自立更生を促進するための「世帯更生運動」がその源。
- 住民に身近な立場から見守り支援や励ましを行う重要な役割

2. 貸付状況について

(1) 平成 28 年度の貸付決定件数について

- 平成 28 年度の全資金の貸付決定件数は 28,386 件であり、平成 27 年度と比べ 1,396 件の減（4.7%減）
- 家計相談支援事業を利用した貸付件数は、総合支援資金で 23 件（2.1%）、緊急小口資金で 201 件（2.4%）となっている

【平成 28 年度の貸付決定件数】

[件]

	①平成 27 年度貸付 決定件数	②平成 28 年 度貸付決定件 数(速報値)	③貸付決定件 数の増減 〔②－①〕(%)	④「②」のうち 自立を利用し た件数(%)	⑤「②」のうち 家計を利用し た件数(%)
全資金合計	29,782	28,386	-1,396(-4.7)	4,568(16.1)	242(0.9)
総合支援資金	2,057	1,121	-936(-45.5)	1,036(92.4)	23(2.1)
福祉費	4,086	3,993	-93(-2.3)	119(3.0)	13(0.3)
緊急小口資金	8,730	8,233	-497(-5.7)	3,294(40.0)	201(2.4)
教育支援資金	14,621	14,763	142(1.0)	119(0.8)	5(0.03)
不動産担保型	288	276	-12(-4.2)	0	0

※平成 28 年度緊急小口資金の貸付決定件数に熊本地震における特例貸付分は含んでいない

※不動産担保型は、不動産担保型生活資金と要保護世帯向け不動産担保型生活資金の合計数

(2) 主な資金種類の貸付状況について

①総合支援資金

- 貸付件数の減少について
- 償還率の現状と家計相談支援の効果について

②緊急小口資金

- 資金使途の拡大について
 - ・公共料金滞納分の支払いへの貸付
 - ・雇用保険の給付制限期間中の生活費の貸付
 - ・自立相談支援機関の就労支援を受けている際の経費（就職活動のための交通費等）への貸付
- 緊急的なケースへの対応について

③教育支援資金

- 制度・運用の見直しについて
- 生活困窮者自立支援制度との連携について

④不動産担保型生活資金

- 貸付による高齢者の生活支援について

3. 家計相談支援事業を利用した貸付事例

(1) 初回給与までの生活費を支えるために総合支援資金を貸付けた事例

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	43歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入			⑤滞納状況・債務状況		
○本人 ※妊娠5か月			○電気 3か月滞納 1.9万円		
○夫 44歳 ごみ処理施設 14万円 (予定)			○水道 4か月滞納 17万円 ※水道管からの漏水による増		
○長女 8歳 3年生			○ガス 2か月滞納 1.8万円		
○長男 6歳 1年生			○電話 2か月滞納 6.2万円		
○次男 5歳 年長			○家賃 2か月滞納 8万円		
○三男 2歳 幼児			○国保 4期分 9.9万円		
○実母 67歳 無職 年金収入3万円					

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯（相談者の課題）				
○夫が前年に退職、9か月後に現在の就労先が決まるが、その間9か月の失業期間があり、生活費が大幅に不足。 ○この間、失業給付や4人の子ども手当、母と弟の援助で凌いできたが援助も限界。公共料金等も滞納し始めている（電気は止められた）。 ○夫は3月に就労したが、4月の給与は5万円、満額支給は5月からであり、まとまった収入までは期間がある。				
②最初の相談先				
○社会福祉協議会				
③支援の概要				
○社会福祉協議会 ・公共料金滞納分と生活費の貸付 総合支援資金 67.8万円 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">生活支援費</td> <td style="border-right: 1px solid black;">23万円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">一時生活再建費</td> <td style="border-right: 1px solid black;">44.8万円</td> </tr> </table>	生活支援費	23万円	一時生活再建費	44.8万円
生活支援費	23万円			
一時生活再建費	44.8万円			
○家計相談支援機関 ・電気復旧に向け独自資金の貸付（1か月分・1万円） ※電気停止から2日で復旧 ・緊急食糧支援（初回給与までの半月程度） ・家計管理支援				
○自立相談支援機関 ・増収に向けた就労相談、支援機関との調整				
④支援後の状況				
○公共料金等の滞納分が貸付により解消。 ○出産後、本人が仕事を再開したことで当初の家計計画表よりも2万円程度収入に余裕ができ生活が安定した。 ○生活福祉資金も滞納なく順調に償還。				

(2) ひとり親家庭の生活費を支えるために総合支援資金を貸付けた事例

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	女性	②年齢	22歳	③職業	パート
④世帯構成、職業、収入			⑤滞納状況・債務状況		
<ul style="list-style-type: none"> ○本人 給与 5～7万円 児童扶養手当、児童手当 5.7万円 ○子ども 7か月 ○相談者の妹 16歳 			<ul style="list-style-type: none"> ○電気、水道、ガス、家賃が当月分未払い ○奨学金 43万円 		

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯（相談者の課題）
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの保育所が決まらないため、就労先がなかなか決まらない。 ○相談者は生活保護ではなく就労による生活再建を望んでいるが、さしあたっての生活費がない。 ○本人はまだ年齢が若く、家計管理能力が弱い。
②最初の相談先
<ul style="list-style-type: none"> ○自立相談支援機関
③支援の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・生活費の貸付 } 総合支援資金（生活支援費） 39万円 ※6.5万円×3か月、延長貸付 6.5万円×3か月 【貸付延長の判断理由】 <ul style="list-style-type: none"> ○支援調整会議において、保育所入所に向けた支援と市事業所紹介事業での就労活動に1本化する等、就労支援を強化することが確認できたため ・緊急食糧支援（3日分） ○家計相談支援機関 <ul style="list-style-type: none"> ・家計管理支援（貸付終了後も含め、1年にわたり支援を行った） ○自立相談支援機関 <ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金、支援機関との調整 ○市子ども家庭課 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所利用等、活用可能な制度の支援 ○市子ども相談支援課 <ul style="list-style-type: none"> ・ミルクの支給 ○市事業所紹介事業 <ul style="list-style-type: none"> ・登録事業所の照会 ○ハローワーク <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援
④支援後の状況
<ul style="list-style-type: none"> ○本人はパート就労ではあるが、子どもが保育所に入所できたことから、就労時間が増え、収入も増えたことから生活が安定した。 ○生活福祉資金は一部滞納がありながらも、償還は継続している。

(3) 家賃の滞納分に対し緊急小口資金を貸付けた事例

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	男性	②年齢	52歳	③職業	警備会社(障害者雇用)
④世帯構成、職業、収入				⑤滞納・債務状況	
○本人 給与 10万円 年金・労災等 12万円				○家賃 2か月滞納 11.2万円 ○銀行ローン等 50万円 (1か月2.7万円返済)	

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)
○車の修理代、歯の治療代等により10万円の支出が発生。 ○さらに腰痛で緊急入院となり収入が減少、もともと給与が10万円であったことから貯金もない。
②最初の相談先
○社会福祉協議会
③支援の概要
○社会福祉協議会 ・家賃滞納分の貸付(緊急小口資金 10万円) ○家計相談支援機関 ・家計管理支援 ○自立相談支援機関 ・就労相談、支援機関との調整
④支援後の状況
○家賃滞納分が貸付により解消。 ○より家賃の安いところへの引っ越し希望もあったが、家計表の作成により家計の見通しが立ったことから、引き続き住み慣れたところでの生活が可能となった。 ○生活福祉資金、銀行ローンとも滞納なく順調に償還。

(4) 失業給付金受給までの生活費を支えるために緊急小口資金を貸付けた事例

(i) 相談時の相談者の概要

①性別	男性	②年齢	62歳	③職業	無職
④世帯構成、職業、収入			⑤滞納・債務状況		
○本人 心身障害者扶養共済 2万円 所持金 5万円			○国民健康保険料 5.1万円 ○家賃 19.5万円 ○ローン(家電等) 40万円		

(ii) 支援の内容

①相談に至った経緯(相談者の課題)
○失業給付を申請したが、給付制限期間が3か月あるため、失業給付がもらえるまでの生活費が不足している。 ○貸付を利用しても、滞納等もあることから、生活費を切り詰める必要があり、生活に不安をもっている。
②最初の相談先
○自立相談支援機関
③支援の概要
○社会福祉協議会 ・給付制限期間中の生活費の貸付(緊急小口資金 10万円) ○家計相談支援機関 ・国民健康保険料の減免手続き、分納相談への同行 ・家計管理支援 ○自立相談支援機関 ・住居確保給付金、支援機関との調整 ○ハローワーク ・就労支援
④支援後の状況
○失業給付金(12.4万円)により、国民健康保険料の分納とローン返済を賄い、家賃滞納分はその返済が終わった後で返済することを大家と確認 ○失業給付終了後は、障害者特例の老齢年金を受給。求職活動中にハローワークより就労継続支援A型事業所を提案され、就労。 ○生活福祉資金は滞納なく順調に償還。

4. 生活福祉資金貸付事業と家計相談支援事業の効果的な連携に向けて

(1) 自立相談支援機関を介した連携について

- 生活福祉資金、家計相談支援の自立支援プランへの反映について
- 三者による情報共有と一体的な支援

(2) 貸付終了の判断について

- 総合支援資金の原則3か月貸付について
- 三者の協議による判断と家計相談支援機関の関わり

(3) 生活福祉資金滞納者の支援について

- 生活福祉資金滞納者支援における家計相談支援事業との連携について